

内閣参質二一七第一〇一号

令和七年四月三十日

内閣総理大臣臨時代理

国 務 大 臣 林 芳 正

参議院議長 関口 昌一 殿

参議院議員石垣のりこ君提出公衆の目に触れるような方法で買春の相手方となるよう勧誘等する行為に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。



参議院議員石垣のりこ君提出公衆の目に触れるような方法で買春の相手方となるよう勧誘等する行為に関する質問に対する答弁書

一及び二について

お尋ねの「買春の相手方となるよう勧誘等する行為」の意味するところが明らかではないため、お答えすることは困難である。